

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問 6（個）第 6 号）

第 1 審査会の結論

広島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった保有個人情報について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る過程

1 令和 6 年 11 月 18 日付け審査請求

(1) 開示の請求

審査請求人は、令和 6 年 9 月 20 日付けで、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定により、実施機関に対し、次の保有個人情報の開示の請求を行った（以下アに係るものの請求を「本件請求 1」、イに係るものの請求を「本件請求 2」、ウに係るものの請求を「本件請求 3」という。）。

ア 令和〇年〇月〇日〇時頃に〇〇署において初捜三係員に同係の〇〇との面会を求めたことがわかる勤務日誌

イ 令和〇年〇月〇日〇〇署に脅迫の被害届を提出のため出向いた際に、初捜三係の〇〇と〇〇が対応したことがわかる勤務日誌

ウ 令和〇年〇月〇〇日〇〇署〇〇にて、〇〇店オーナー〇〇こと〇〇から届いた SMS を提示した際、初捜二係の〇〇らがスマホ画面の写真撮影をしたことがわかる勤務日誌

(2) 請求に対する決定

実施機関は、本件請求 1、本件請求 2 及び本件請求 3 に係る保有個人情報記録された文書について、作成又は取得していないとして、法第 82 条第 2 項の規定により、各請求に対して、それぞれ自己情報不存在の決定（以下、本件請求 1 に対する処分を「本件処分 1」、本件請求 2 に対する処分を「本件処分 2」、本件請求 3 に対する処分を「本件処分 3」という。）を行い、令和 6 年 10 月 8 日付けで審査請求人に通知した。

(3) 審査請求

審査請求人は、令和 6 年 11 月 18 日付けで、本件処分 1、本件処分 2 及び本件処分 3 を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「行審法」という。）第 2 条の規定により、広島県公安委員会に対し各々

審査請求を行った。

2 令和6年12月2日付け審査請求

(1) 開示の請求

審査請求人は、令和6年8月29日付けで、法第77条第1項の規定により、実施機関に対し、「令和〇年〇月〇日に、私が〇〇課の〇〇警視と〇〇署初〇〇係のおとり捜査などについて電話で話したこと及びその後の対応がわかる文書」の開示請求（以下「本件請求4」といい、「本件請求1」から「本件請求4」までを総称して「本件請求」という。）を行った。

(2) 請求に対する決定

実施機関は、本件請求4に係る保有個人情報記録された文書について、作成又は取得していないとして、法第82条第2項の規定により、本件請求4に対して自己情報不存在の決定（以下「本件処分4」といい、「本件処分1」から「本件処分4」までを総称して「本件処分」という。）を行い、令和6年9月11日付けで審査請求人に通知した。

(3) 審査請求

審査請求人は、令和6年12月2日付けで、本件処分4を不服として、行審法第2条の規定により、広島県公安委員会に対し審査請求を行った。

3 審査請求の審理手続の併合

広島県公安委員会は、法第106条第2項の規定により読み替えて適用する行審法第39条の規定により、令和6年12月4日付けで、上記1(3)の各審査請求の審理手続を併合し、これに加えて、令和6年12月11日付けで、上記2(3)の審査請求の審理手続を併合した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人は、審査請求書及び反論書においておおむね次のとおり主張している。

(1) 本件処分について

本件処分は不作為であるから、法第82条第2項の規定に違反しており、

違法である。

(2) 本件処分1について

この処分は、広島県警察本部〇〇と〇〇警察署長が協議した上で行っている。しかして、当該署長は不適切な関係にある知人から過剰な接待を受けたとして、警察庁の懲戒処分を受けている。そうすると、処分の正当性にも少なからず疑念が生じるものである。

(3) 本件処分2について

同上。

(4) 本件処分3について

同上であるが、〇〇店オーナーについて、〇〇とあるが、〇〇と訂正を求める。

(5) 本件処分4について

この処分は、広島県警察本部〇〇と〇〇警察署長が協議した上で行っている。しかして、当該署長は前述したとおりである上に、〇〇とも特に密接な関係にあると思料する。当然処分の正当性に疑念が生じるものである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関は、本件処分を行った理由について、弁明書においておおむね次のとおり主張している。

(1) 本件処分1

ア 処分の経過

(ア) 開示請求

審査請求人は、法に基づき、令和6年9月20日付け自己情報開示請求書により、「令和〇年〇月〇日〇時頃に〇〇署において初捜三係員に同係の〇〇との面会を求めたことがわかる勤務日誌」の自己情報開示請求を行った。

(イ) 検索対象文書

本件請求1の「勤務日誌」とは、〇〇警察署初動捜査係（以下、単に「初動捜査係」という。）がその勤務において作成する「捜査日誌」と認められ対象文書と特定した。

初動捜査係は、事件事故発生直後の捜査活動を行うことを任務としており、対応した事案概要を捜査日誌に記載している。

同捜査日誌は保存期間を1年として、〇〇警察署において「〇〇警

察署初動捜査係運用要領の一部改正について」(平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号。以下「運用要領改正示達」という。)で示達された文書であるが、同示達については令和〇年〇月〇日付けで廃止されている。

(ウ) 検索及び処分結果

本件請求1には「令和〇年〇月〇日〇時頃」と記載されていたことから、令和〇年〇月〇日から同月〇日付けの〇〇警察署において作成された捜査日誌を確認したが、審査請求人の開示請求に係る保有個人情報記載の記載は認められなかった。

一方、令和〇年〇月〇日付けの捜査日誌には、審査請求人に関する保有個人情報の記載が認められるが、該当部分の捜査日誌については、審査請求人がした令和〇年〇月〇日付け自己情報開示請求書により、令和〇年〇月〇日付け自己情報部分開示決定通知書(〇〇第〇〇号)により開示済みである。

また、令和〇年〇月〇日付けの捜査日誌にも、審査請求人に関する保有個人情報の記載が認められるが、該当部分の捜査日誌については、審査請求人がした令和〇年〇月〇日付け自己情報開示請求書により、令和〇年〇月〇日付け自己情報部分開示決定通知書(〇〇第〇〇号)により回答済みである。

このほか審査請求人に関する保有個人情報の記載は認められなかったことから、処分(本件処分1)を行った。

イ 弁明の理由

(ア) 不存在とした理由

捜査日誌に審査請求人の保有個人情報が記載されていないため。

(イ) 審査請求人の主張に対する弁明

「本件処分は不作為であるから、法第82条第2項の規定に違反しており、違法である。」との主張について、上記ア(ウ)のとおり、審査請求人からの請求及び申し出のあった日付の捜査日誌を検索し、令和〇年〇月〇日付け自己情報部分開示決定通知書(〇〇第〇〇号)及び令和〇年〇月〇日付け自己情報部分開示決定通知書(〇〇第〇〇号)で回答したものを除いて審査請求人に関する保有個人情報の記載がないことを確認した上で、法の規定に基づき処分(本件処分1)を行っている。

(2) 本件処分 2

ア 処分の経過

(ア) 開示請求

審査請求人は、法に基づき、令和 6 年 9 月 20 日付け自己情報開示請求書により、「令和〇年〇月〇日〇〇署に脅迫の被害届を提出のため出向いた際に、初捜三係の〇〇と〇〇が対応したことがわかる勤務日誌」の自己情報開示請求を行った。

(イ) 検索対象文書

本件請求 2 の「勤務日誌」とは、初動捜査係がその勤務において作成する「捜査日誌」と認められ対象文書と特定した。

その余は、上記(1)ア(イ)記載のとおり。

(ウ) 検索及び処分結果

本件請求 2 には「令和〇年〇月〇日」と記載されていたことから、令和〇年〇月〇日から同月〇日付けの〇〇警察署において作成された捜査日誌を確認したが、審査請求人の開示請求に係る保有個人情報の記載は認められなかった。

一方、令和〇年〇月〇日付けの捜査日誌には、審査請求人に関する保有個人情報の記載が認められるが、該当部分の捜査日誌については、上記(1)ア(ウ)記載のとおり、審査請求人がした令和〇年〇月〇日付け自己情報開示請求書により、令和〇年〇月〇日付け自己情報部分開示決定通知書（〇〇第〇〇号）により回答済みであり、このほか審査請求人に関する保有個人情報の記載は認められなかったことから、処分（本件処分 2）を行った。

イ 弁明の理由

(ア) 不存在とした理由

捜査日誌に審査請求人の保有個人情報が記載されていないため。

(イ) 審査請求人の主張に対する弁明

「本件処分は不作為であるから、法第 82 条第 2 項の規定に違反しており、違法である。」との主張について、上記ア(ウ)のとおり、審査請求人からの請求及び申し出のあった日付の捜査日誌を検索し、令和〇年〇月〇日付け自己情報部分開示決定通知書（〇〇第〇〇号）で回答したものを除いて審査請求人に関する保有個人情報の記載がないことを確認した上で、法の規定に基づき処分（本件処分 2）を行って

いる。

(3) 本件処分3

ア 処分の経過

(ア) 開示請求

審査請求人は、法に基づき、令和6年9月20日付け自己情報開示請求書により、「令和〇年〇月〇日〇〇署相談室にて、〇〇店オーナー〇〇こと〇〇から届いたSMSを提示した際、初捜二係の〇〇らがスマホ画面の写真撮影をしたことがわかる勤務日誌」の自己情報開示請求を行った。

(イ) 検索対象文書

本件請求3の「勤務日誌」とは、初動捜査係がその勤務において作成する「捜査日誌」と認められ対象文書と特定した。

その余は、上記(1)ア(イ)記載のとおり。

(ウ) 検索及び処分結果

本件請求3には「令和〇年〇月〇日」と記載されていたことから、令和〇年〇月〇日から同月〇日付けの〇〇警察署において作成された捜査日誌を確認したが、審査請求人に関する保有個人情報の記載は認められなかったことから、処分（本件処分3）を行った。

イ 弁明の理由

(ア) 不存在とした理由

捜査日誌に審査請求人の保有個人情報が記載されていないため。

(イ) 審査請求人の主張に対する弁明

「本件処分は不作為であるから、法第82条第2項の規定に違反しており、違法である。」との主張について、上記ア(ウ)のとおり、審査請求人からの請求及び申し出のあった日付の捜査日誌を検索し、審査請求人に関する保有個人情報の記載がないことを確認した上で、法の規定に基づき処分（本件処分3）を行っている。

(4) 本件処分4

ア 処分の経過

(ア) 開示請求

審査請求人は、法に基づき、令和6年8月29日付け自己情報開示請求書により、「令和〇年〇月〇日に、私が〇〇課の〇〇警視と〇〇署〇〇係のおとり捜査などについて電話で話したこと及びその後の対応

がわかる文書」の自己情報開示請求を行った。

(イ) 検索対象文書

本件請求4に記載の「〇〇課の〇〇」は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの間、〇〇課〇〇であった〇〇警視と認められ、検索対象文書は同警視が審査請求人との通話内容及びその後の対応について記録したとする文書である。

(ウ) 検索及び処分結果

審査請求人の自己情報開示請求に基づき、〇〇警視に確認したところ、通話内容及びその後の対応について文書は作成しておらず、審査請求人の開示請求に係る保有個人情報には存在しないことから、処分（本件処分4）を行った。

イ 弁明の理由

(ア) 不存在とした理由

審査請求人との通話内容及びその後の対応について、文書を作成していないため。

(イ) 審査請求人の主張に対する弁明

「本件処分は不作為であるから、法第82条第2項の規定に違反しており、違法である。」との主張について、上記ア(ウ)のとおり、審査請求人からの請求に基づき、〇〇警視に文書の作成事実について確認した結果、文書は作成しておらず、審査請求人の開示請求に関する記録は存在しないことを確認した上で、法の規定に基づき処分（本件処分4）を行っている。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、次の保有個人情報の開示を請求したものである。

- (1) 令和〇年〇月〇日〇時頃に〇〇署において初捜三係員に同係の〇〇係長との面会を求めたことがわかる勤務日誌（本件請求1）
- (2) 令和〇年〇月〇日〇〇署に脅迫の被害届を提出のため出向いた際に、初捜三係の〇〇と〇〇が対応したことがわかる勤務日誌（本件請求2）
- (3) 令和〇年〇月〇日〇〇署〇〇にて、〇〇店オーナー〇〇こと〇〇から届いたSMSを提示した際、初捜二係の〇〇らがスマホ画面の写真撮影をしたことがわかる勤務日誌（本件請求3）

- (4) 令和〇年〇月〇日に、私が〇〇課の〇〇警視と〇〇署〇〇係のおとり捜査などについて電話で話したこと及びその後の対応がわかる文書（本件請求4）

これに対し、実施機関は、本件請求1、本件請求2及び本件請求3に係る保有個人情報が記載されている可能性がある文書は、初動捜査係がその勤務において作成する捜査日誌であって、開示請求書に記載されている日付並びに当該日付の前日及び翌日付けの〇〇警察署において作成された捜査日誌を確認したところ、その中に審査請求人の請求に係る個人情報の記載は認められなかったため、審査請求人の求める保有個人情報が記載された文書は作成又は取得していないとして本件処分1、本件処分2及び本件処分3を行ったものである。

また、実施機関は、本件請求4に記載の「〇〇課の〇〇警視」とは、実施機関の職員である〇〇警視と認められ、同警視は審査請求人との通話内容及びその後の対応について記録した文書は作成していないため、審査請求人の求める保有個人情報が記載された文書は作成又は取得していないとして本件処分4を行ったものである。

以下、本件処分の妥当性について、検討する。

2 本件処分の妥当性について

- (1) 本件処分1について

ア 捜査日誌について

審査請求人は、「令和〇年〇月〇日〇時頃に〇〇署において初捜三係員に同係の〇〇との面会を求めたことがわかる勤務日誌」に含まれる自己情報の開示を求めている。

実施機関は、弁明書において、本件請求1の「勤務日誌」とは、初動捜査係がその勤務において作成する「捜査日誌」と認められ、「捜査日誌」とは運用要領改正示達で示達された文書であって、初動捜査係が対応した事案概要を記載するものであることから、捜査日誌を検索対象の行政文書としたとしている。

審査会において、開示請求書には「勤務日誌」と記載されているところ、捜査日誌を検索対象の文書として特定したことについて、実施機関に確認したところ、実施機関は次のとおり説明する。

本件請求1は、初動捜査係が審査請求人へ対応したことに関して勤

務日誌に記載された保有個人情報の開示を求めるものであるが、初動捜査係は「勤務日誌」なる名称の文書は作成していない。

しかし、その勤務において作成する日誌として〇〇警察署初動捜査係運用要領に規定された「捜査日誌」を作成していることから、「捜査日誌」を検索対象文書として特定した。

審査会において運用要領改正示達及び同示達において改正後のものとして示されている〇〇警察署初動捜査係運用要領の規定を見分したところ、同要領では、初動捜査係の編成、勤務等とともに捜査日誌の作成について定められており、初動捜査係は同要領で定められた様式により捜査日誌を作成するものとされていた。また、同要領で定められた捜査日誌の様式には、当該捜査日誌に係る勤務日における事件名、捜査結果、臨場者等を記載することとされていた。

また、実施機関の説明によれば、初動捜査係は1当番24時間勤務(午前8時30分から翌日の午前8時30分まで)しており、各勤務日に作成する捜査日誌についても24時間の取扱事項を記載するとのことであった。

これらのことから、初動捜査係は対応した事案の概要を捜査日誌に記載しているものと認められ、実施機関が、本件請求1に係る保有個人情報が記録されている可能性がある文書として、開示請求書の記載にかかわらず、捜査日誌を検索対象の行政文書としたことは、妥当であると認められる。

イ 捜査日誌の検索について

実施機関は、弁明書において、開示請求書には「令和〇年〇月〇日〇時頃」と記載されていたことから、令和〇年〇月〇日から同月〇日付けの〇〇警察署において作成された捜査日誌を確認したと説明している。

上記の実施機関の説明に不自然・不合理な点はなく、検索の対象とした捜査日誌の特定は妥当である。

ウ 審査請求人の個人情報の存否について

審査会において、実施機関から令和〇年〇月〇日から同月〇日までの日付の〇〇警察署において作成された捜査日誌の写しの提出を受けて、その内容を確認したところ、実施機関が説明するとおり、当該捜査日誌は、令和〇年〇月〇日から同月〇日までの日付で〇〇警察署において作成された捜査日誌であって、そのうち、令和〇年〇月〇日付けの捜査日誌には、審査請求人の氏名等、審査請求人が識別され、又は識別され得

る情報は含まれていなかった。

一方、令和〇年〇月〇日及び同月〇日付けの捜査日誌には、審査請求人の氏名等、審査請求人の個人情報に記載されていたものの、〇〇警察署において、審査請求人が初動捜査第三係勤務員に同係の関係職員との面会を求めたことを示す内容は含まれていなかった。

これらのことからすると、審査請求人の求める保有個人情報が記載された文書は作成又は取得していないとの実施機関の主張に、不自然・不合理な点は認められない。

エ 小括

以上のことから、実施機関が、本件請求 1 に係る保有個人情報は不存在であるとして本件処分 1 を行ったことは、妥当である。

(2) 本件処分 2 について

ア 捜査日誌について

審査請求人は、「令和〇年〇月〇日〇〇署に脅迫の被害届を提出のため出向いた際に、初捜三係の〇〇と〇〇が対応したことがわかる勤務日誌」に含まれる自己情報の開示を求めている。

実施機関は、本件処分 1 と同様に、捜査日誌を検索対象の文書として特定したと説明している。

上記(1)アのとおり、実施機関が、本件請求 2 に係る保有個人情報が記録されている可能性がある文書として、開示請求書の記載にかかわらず、捜査日誌を検索対象の行政文書としたことは、妥当であると認められる。

イ 捜査日誌の検索について

実施機関は、弁明書において、開示請求書には「令和〇年〇月〇日」と記載されていたことから、令和〇年〇月〇日から同月〇日付けの〇〇警察署において作成された捜査日誌を確認したと説明している。

上記の実施機関の説明に不自然・不合理な点はなく、検索の対象とした捜査日誌の特定は妥当である。

ウ 審査請求人の個人情報の存否について

審査会において、実施機関から令和〇年〇月〇日から同月〇日までの日付の〇〇警察署において作成された捜査日誌の写しの提出を受けて、その内容を確認したところ、実施機関が説明するとおり、当該捜査日誌は、令和〇年〇月〇日から同月〇日までの日付で〇〇警察署において作成された捜査日誌であって、そのうち、令和〇年〇月〇日及び同月〇日

付けの捜査日誌には、審査請求人の氏名等、審査請求人が識別され、又は識別され得る情報は含まれていなかった。

一方、令和〇年〇月〇日付けの捜査日誌には、審査請求人の氏名等に加え、本件請求２の請求内容に類する審査請求人の個人情報に記載されていたため、この点について、実施機関に確認したところ、「令和〇年〇月〇日付けの捜査日誌」に記載されている保有個人情報については本件請求２の請求内容とは異なるため、本件請求２の対象となる保有個人情報には当たらないと主張する。

また、実施機関は、弁明書において、令和〇年〇月〇日付けの捜査日誌については、審査請求人がした令和〇年〇月〇日付け自己情報開示請求書（以下、この請求書による請求を「別件請求」という。）により、令和〇年〇月〇日付け自己情報部分開示決定通知書（〇〇第〇〇号）により回答済みである旨を説明する。

審査会において、実施機関から提出された別件請求の自己情報開示請求書を見分したところ、「請求に係る保有個人情報が記載されている行政文書の件名又は保有個人情報の内容」の欄には、「令和〇年〇月〇日に〇〇署にて、初捜二係の〇〇らに脅迫の被害を相談したことがわかる勤務日誌」と記載されていた。

上記のことから、審査請求人は、令和〇年〇月〇日に〇〇警察署で脅迫の被害について相談したことと、令和〇年〇月〇日に同署に脅迫の被害届の提出のため出向いた際に対応を受けたことに関する個人情報については、令和〇年〇月〇日付けで個別に開示請求しているものと認められる。

このことからすると、審査請求人は令和〇年〇月〇日と同月〇日の両日に〇〇警察署を訪れていたとも考えられ、その上で、別件請求により令和〇年〇月〇日付けの捜査日誌を請求し、また、本件請求２により令和〇年〇月〇日付けの捜査日誌を請求したものと考えられる。

したがって、令和〇年〇月〇日付けの捜査日誌に記載されている審査請求人の個人情報は本件請求２の対象となる情報には当たらないとの実施機関の説明は妥当であり、審査請求人の求める保有個人情報が記載された文書は作成又は取得していないとの実施機関の主張に、不自然・不合理な点は認められない。

エ 小括

以上のことから、実施機関が、本件請求2に係る保有個人情報是不存在であるとして本件処分2を行ったことは、妥当である。

(3) 本件処分3について

ア 捜査日誌について

審査請求人は、「令和○年○月○日○○署○○にて、○○店オーナー○○こと○○から届いたSMSを提示した際、初捜二係の○○らがスマホ画面の写真撮影をしたことがわかる勤務日誌」に含まれる自己情報の開示を求めている。

実施機関は、本件処分1と同様に、捜査日誌を検索対象の文書として特定したと説明している。

上記(1)アのとおり、実施機関が、本件請求に係る保有個人情報が記録されている可能性がある文書として、開示請求書の記載にかかわらず、捜査日誌を検索対象の行政文書としたことは、妥当であると認められる。

イ 捜査日誌の検索について

実施機関は、弁明書において、開示請求書には「令和○年○月○日」と記載されていたことから、令和○年○月○日から同月○日付けの○○警察署において作成された捜査日誌を確認したと説明している。

上記の実施機関の説明に不自然・不合理な点はなく、検索の対象とした捜査日誌の特定は妥当である。

ウ 審査請求人の個人情報の存否について

審査会において、実施機関から令和○年○月○日から同月○日までの日付の○○警察署において作成された捜査日誌の写しの提出を受けて、その内容を確認したところ、実施機関が説明するとおり、当該捜査日誌は、令和○年○月○日から同月○日までの日付で○○警察署において作成された捜査日誌であって、その中に審査請求人の氏名等、審査請求人が識別され、又は識別され得る情報は含まれていなかった。

これらのことからすると、審査請求人の求める保有個人情報が記載された文書は作成又は取得していないとの実施機関の主張に、不自然・不合理な点は認められない。

エ 小括

以上のことから、実施機関が、本件請求3に係る保有個人情報是不存在であるとして本件処分3を行ったことは、妥当である。

(4) 本件処分4について

ア 文書の特定について

審査請求人は、「令和〇年〇月〇日に、私が〇〇課の〇〇警視と〇〇署〇〇係のおとり捜査などについて電話で話したこと及びその後の対応がわかる文書」に含まれる自己情報の開示を求めている。

実施機関は、弁明書において、本件請求 4 に記載の「〇〇課の〇〇警視」は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの間、〇〇課〇〇であった〇〇警視と認められ、検索対象文書は同警視が審査請求人との通話内容及びその後の対応について記録したとする文書である旨を主張する。

開示請求書において審査請求人が電話で話したとする日付は同警視の〇〇課における在職期間と一致しており、また、この点について、審査請求人は特段の主張をしていないことから、実施機関が、同警視が審査請求人との通話内容及びその後の対応について記録したとする文書を検索対象文書として特定したことは妥当である。

イ 電話で受けた事案について

実施機関は、同警視に確認したところ、通話内容及びその後の対応について文書は作成していないとのことであったため、審査請求人の本件請求 4 に係る保有個人情報には存在しない旨を主張する。

実施機関に対して、実施機関における電話で受けた事案の処理について確認したところ、実施機関は次のとおり説明する。

広島県警察における文書等の取扱いに関する訓令（平成 14 年本部訓令第 4 号）において、「電話又は口頭で受けた事案のうち重要なものは、別記様式第 7 号の聞取票に記載して取り扱わなければならない。」と定めている。

本件については、電話を受けた職員が、審査請求人からの聴取内容について、〇〇署〇〇に確認したところ、〇〇においても、既に把握している内容であったことから、聞取票の作成は不要と判断した。

そうすると、電話で受けた事案について、その通話内容等を記載した文書を作成するか否かは、実施機関の判断に一定程度委ねられているものと認められ、同警視は、自身と審査請求人との通話内容が〇〇警察署において既に把握されている内容と同様の趣旨であったため、聞取票の作成を不要と判断し、通話内容及びその後の対応について文書を作成しなかったとの実施機関の説明に不自然・不合理な点は認められない。

ウ 小括

以上のことから、実施機関が、本件請求4に係る保有個人情報是不存在であるとして本件処分4を行ったことは、妥当である。

(5) 総括

以上のことから、実施機関が、本件請求に係る保有個人情報が記載された文書は不存であるとして本件処分を行ったことは、妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和7年3月3日	・ 諮問を受けた。
令和7年12月25日 (令和7年度第9回第2部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和8年1月29日 (令和7年度第10回第2部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第2部会】

岩 本 瑞 穂	弁護士
門 脇 美 恵	広島修道大学教授
西 條 潤 (部 会 長)	近畿大学准教授